## 運転期間の見直しに係る経緯に関し、本日公表する資料の一覧

令和5年2月3日 原子力規制庁

- 令和4年7月29日 資源エネルギー庁への資料提供 (2~7ページ A) ・平成24年7月に作成した内閣法制局説明資料 (注)
- 令和4年8月23日 長官等との事務方打合せ (8ページ B)
  - ・原子炉等規制法の改正条文についてのイメージ3案
- 令和4年9月13日 長官等との事務方打合せ (9~10ページ C) ・原子炉等規制法の改正方針についての2案
  - (※) 面談の際に資源エネルギー庁から提供を受けた資料については、原子力規制庁から 公表はしない。情報公開法上の開示請求の取扱いにおいても、資源エネルギー庁に移 送の手続をする予定。

## 【参考資料】

- ○運転期間の見直しに係る資源エネルギー庁とのやり取りに関する経緯について (令和4年12月27日 原子力規制庁)(11~13ページ □)
- ○令和4年10月5日 原子力規制委員会 資料1-2「原子力政策に関する今後の検討 事項について(令和4年9月22日資源エネルギー庁)」抜粋(14ページ E)
  - (注) この資料は、議員立法である原子力規制委員会設置法について、当時の内閣官房原子力安全規制組織等改革準備室の理解に基づいて解説された資料であり、政府関係機関に共有されたものであるが、内閣法制局の審査を受けた説明資料ではない。

(令和5年5月24日追記)

## 原子力規制委員会設置法 <解説>

(原子炉等規制法、電気事業法改正関係)

平成24年7月

内閣官房 原子力安全規制組織等改革準備室

## (運転の期間等)

- 第四十三条の三の三十二 発電用原子炉設置者がその設置した発電用原子炉を運転することができる期間は、当該発電用原子炉の設置の工事について最初に第四十三条の三の十一第一項の検査に合格した日から起算して四十年とする。
- 2 前項の期間は、その満了に際し、原子力規制委員会の認可を受けて、一回に限り延長することができる。
- 3 前項の規定により延長する期間は、二十年を超えない期間であつて政令で定める期間を超えることができない。
- 4 第二項の認可を受けようとする発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会に認可の申請をしなければならない。
- 5 原子力規制委員会は、前項の認可の申請に係る発電用原子炉が、長期間の運転に 伴い生ずる原子炉その他の設備の劣化の状況を踏まえ、その第二項の規定により延 長しようとする期間において安全性を確保するための基準として原子力規制委員 会規則で定める基準に適合していると認めるときに限り、同項の認可をすることが できる。

## 【改正の趣旨】

## (1) 制度趣旨

発電用原子炉は、その設置の許可(原子炉等規制法第43条の3の5)において 核燃料物質等による災害の防止上支障がないこと等を確認した上、工事の計画の認 可(同法第43条の3の9)、使用前検査(同法第43条の3の10)等を経て、 その使用に当たっては発電用原子炉施設が技術上の基準等に適合していることを 確認し、供用開始後においても、定期事業者検査、施設定期検査(第43条の3の 16等)によって安全性が確保されていることを確認することとなる。

しかしながら、一方で、運転開始から長期間経過した原子力発電施設については、経年劣化に対する懸念など、国民や関係自治体にも様々な議論があり、また、一般的に、設備、機器等は、使用年数の経過に従って、経年劣化等によりその安全上のリスクが増大することから、こうしたリスクを低減するという趣旨から、本条は、運転することができる期間を制限するものである。なお、高経年化対策の在り方については、IAEA報告書における「現在までに得られた事故の教訓」の一つとして、「原子力安全や原子力防災に係る法体系と関係する基準・指針類の見直し・整備を進める。その際、構造信頼性の観点のみならず、システム概念の進歩を含む新しい知見に対応する観点から、既存施設の高経年化対策の在り方について再評価する。」とされていた。

40年という運転期間の年限については、原子炉設置許可の審査に際して、重要な設備、機器等に係る設計上の評価が、運転開始後40年の使用を想定して行われることが多いこと、具体的には、①中性子照射による劣化の評価について、ほとんどの施設が40年を目安に評価をしていること、②重要設備の疲労評価についても40年程度の運転期間を想定していたことを考慮したものである。

一方で、経年劣化による安全性のリスクは年数を経過するとともに徐々に大きくなるものであり、原子炉の運転開始後40年までは安全上全く問題がなく、40年を経過すると急に危険になるものではない。加えて、メンテナンスの状況、原子炉

の設置された年代等に個々のプラントごとに施設の状況が異なるとも言える。

こうしたことから、運転期間の例外を一切排除するのは適当ではないため、一定の要件を満たし認可を受けた場合には、「二十年を超えない期間であつて政令で定める期間」の延長を可能とする制度となっている。他方で、運転開始後40年以内であっても、技術基準に適合しない原子炉については、バックフィット制度によりその使用を停止することや設置許可が取り消される可能性もあることになる。

それでもなお、40年という年限で運転の期間を制限する規定としたのは、前述のとおり、経年劣化による安全上のリスクを低減するという趣旨からである。

なお、本制度は、米国において、運転が認められる期間が運転認可後40年を超えない期間と定められており、さらに運転認可の有効期間の後の更なる運転期間の 更新については、20年を超えない期間につき認可を更新することができる制度となっていることも1つの参考としている。ただし、この年限については、安全、技術的な要素ではなく発電所の減価償却期間を選定したものである。

## (2) 既存の高経年化対策との関係について

現行の高経年化対策としては、運転開始後30年目まで及びその後10年ごとに 高経年化技術評価を実施し、その結果を踏まえて、保守管理の方針を策定するとさ れている。この高経年化技術評価は、運転を禁止したり、一定の運転期間を認めた りする性格のものではないため、運転期間を制限する本制度とはそもそも制度趣旨、 内容が違うものと言える。

## 【条文解釈】

## (1) 第1項

第1項は、発電用原子炉設置者がその設置した発電用原子炉を運転することができる期間(以下単に「運転期間」という。)を40年に定めるものである。

これは、上述のような各種許認可、検査を通じた安全性の確認によって、発電用原子炉設置者は、最初に使用前検査の合格を受けた日から起算して40年間は発電用原子炉を運転することができる「権利」と擬制しうるものが発生することと観念する一方、40年を経過する時点においては、その後の期間において発電用原子炉の安全性が維持できるための対策が講じられることが確認できた場合に限って、運転の継続を認めることができるとしたものである。

運転期間の起算に関する考え方は、次のとおりである。

いったん発電用原子炉が使用前検査に合格した後、設備の不具合等により運転を一時的に中断する等の事案等も考えられるが、本制度趣旨は、発電用原子炉の運転に伴うその劣化のみならず、停止時において、残存する核燃料物質等による放射線の影響等による劣化も考慮に入れて安全性を確保すべきであるから、一律に、発電用原子炉が最初に使用前検査に合格した日を起算点とする。

また、最初に使用前検査に合格した日を起算点とするのは、使用前検査は発電用原子炉内に燃料体が装荷された状態で実施することとされていることから、当該検査に合格した日すなわち運転を開始することができる日、と解することが相当であることによる。なお、このように、使用前検査に合格する前から燃料体が装荷され、臨界が行われているが、40年の期間の根拠とした原子炉設置時における重要機器・設備の設計上の評価は、原子炉を常に運転し続けた場合を想定しており、実際は定期検査等で一定期間運転が停止することを考慮すると、40年という運転期間

は、保守的に算定されているものであり、起算日以前に原子炉の起動を行ったとしても、なお、原子炉の運転期間には余裕があるものと考えられる。

発電用原子炉については、その設置した工場又は事業所に複数の発電用原子炉が 設置されることがあるが(変更の許可により増設)、運転期間は発電用原子炉ごと を単位とするため、発電用原子炉施設ではなく、各発電用原子炉について、それぞ れ最初に使用前検査に合格した日を運転期間の起算点とする。

## (2) 第2項、第4項

第2項は、第1項の運転期間の制限の例外として、原子力規制委員会の認可を受ければ、1回に限り延長することができることを規定している。

第4項の規定により、第2項の延長を受けようとする発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定める手続に則り、原子力規制委員会に申請をしなければならない。

## (3) 第3項

第3項の規定により、延長できる期間は、20年を超えない政令で定める範囲内とされている。これは、本制度の趣旨から、延長期間を無制限に許容するのは妥当でないとしたためである。

なお、政令で定められる上限を「20年」としているのは、これまでの高経年化 技術評価において、使用開始後60年を見通した経年劣化の評価を行ってきている ことを考慮したものである。

## (4) 第5項

第5項は、発電用原子炉施設が、長期間の運転に伴い生ずる原子炉その他の設備の劣化の状況を踏まえ、第二項の規定により延長しようとする期間において安全性を確保するための基準として原子力規制委員会規則で定める基準に適合していると認めるときに限り、運転期間の延長の認可をすることができることを規定している。

第1項に規定する運転期間を超えて運転する場合にあっては、発電用原子炉における長期間の運転に伴い生ずる劣化の状況を踏まえることが必要であることから、本項で定める基準はその運転を延長しようとする期間において、発電用原子炉の安全性を確保するために適合すべき基準(例えば、経年劣化の評価、その評価結果を踏まえ、運転期間中に的確に発電用原子炉を保全するための管理方針の妥当性等)になることとなる。

一方、発電用原子炉施設については、原子炉等規制法第43条の3の14の規定に従い、工事の計画の認可取得以降、技術上の基準に適合していることを維持しなければならず、第43条の3の31第2項の規定に従い運転できる期間を延長した場合においても同様に当該基準を維持し続けることとなる。両者の関係については、技術上の基準の維持に係る基準は、各種検査等を行う時点における安全性を確認するための基準であるのに対し、運転期間の延長に係る基準は、延長しようとする期間において安全性が維持できるかという将来予測とそれへの対策を含む安全性の確保のために必要な追加的な基準というものとなる。

なお、「運転期間の延長の認可をすることができる」とした趣旨は、発電用原子 炉施設について、その運転期間は、原則として第1項に規定する40年であり、運 転期間を延長することができることは例外的なものであるという本条の趣旨に鑑みたものである。

## 【罰則規定】

第2項に規定する延長した期間を超えて発電用原子炉を運転したとき及び第4項の規定に違反して第1項に規定する運転することができる期間を超えて発電用原子炉を運転したときであっても、直ちに罰則の適用はなく、第43条の3の20第2項の命令を受けて、それに違反した場合初めて罰則が適用される。この場合、第77条第6号の3の規定により、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科される。なお、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して違反した場合は、第81条の規定により、その法人に対して、3億円以下の罰金に処せられる(いわゆる法人重課)。

## 【経過措置】

- 第二十五条 附則第二十二条第一項の規定により第四号新規制法第四十三条の三の五第一項の規定によりされた許可とみなされた第四号旧規制法第二十三条第一項の規定による許可に係る旧発電用原子炉であって附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に設置されているもの(次項において「既設発電用原子炉」という。)に対する第四号新規制法第四十三条の三の三十一第一項(附則第一条第五号に掲げる規定の施行後においては、第五号新規制法第四十三条の三の三十二第一項。以下この項において同じ。)の規定の適用については、第四号新規制法第四十三条の三の三十一第一項中「第四十三条の三の十一第一項」とあるのは、「原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第一号)附則第四十一条の規定による改正前の電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第四十九条第一項」とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、既設発電用原子炉のうち、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日において、その設置の工事について最初に附則第四十一条の規定による改正前の電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)(以下「旧電気事業法」という。)第四十九条第一項の検査に合格した日から起算して三十七年を経過しているものに対する第四号新規制法第四十三条の三の三十一第一項(附則第一条第五号に掲げる規定の施行後においては、第五号新規制法第四十三条の三の三十二第一項。以下この項において同じ。)の規定の適用については、第四号新規制法第四十三条の三の三十一第一項中「当該発電用原子炉の設置の工事について最初に第四十三条の三の十一第一項の検査に合格した日から起算して四十年」とあるのは、「原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第号)附則第十七条の規定の施行の日から起算して三年」とする。

## 【本条の趣旨】

本条は、運転期間等(第43条の3の32)の規定は、実質的に全ての既存の発電用原子炉にも適用される旨を規定するとともに、既存の発電用原子炉の中には改正原子炉等規制法の施行の日において「最初に使用前検査に合格した日から起算して40年」を超えるもの等が存在することが想定されることから、こうした発電用原子炉に係る経過措置を規定したものである。

## 【条文解釈】

## (1) 第1項

第1項は、第43条の3の32第1項に規定する運転することができる期間である「40年」の起算点について、既存の発電用原子炉においては「最初に原子炉等規制法第43条の3の11第1項に規定する使用前検査に合格した日」ではなく「最初に電気事業法第49条第1項に規定する使用前検査に合格した日」であることを定めるものである。

すなわち、改正原子炉等規制法の施行前においては、発電用原子炉施設に対する 使用前検査は電気事業法第49条の規定に基づいて行われており、原子炉等規制法 の規定に基づく使用前検査は受けていないことから、上記のとおり規定することに より第43条の3の32第1項の規定が実質的に既存の発電用原子炉施設に対し ても適用される旨を規定したものである。

## (2) 第2項

第2項は既存の発電用原子炉のうち、改正原子炉等規制法の施行の日において、電気事業法に基づく使用前検査に最初に合格した日から起算して既に37年を経過しているものについては、その運転期間は第43条の3の32第1項に規定する「最初に使用前検査に合格した日から起算して40年」ではなく、「改正原子炉等規制法の施行の日から起算して3年」である旨を定めたものである。

これは、改正原子炉等規制法施行の時点おいて、第43条の3の32第1項に規定する運転期間である「40年」を超える又はこの期間に至るまでの猶予が極めて少ない既存の発電用原子炉が存在するところ、こうした発電用原子炉についても一律に「40年」の運転期間の制限を課した場合、第43条の3の32第2項に規定する延長の認可の申請を行う意思決定や手続に適切な期間が設けられず、又はそもそも認可の申請ができないこととなり、当該発電用原子炉設置者が不当な不利益を被ることが想定されることから、これを回避するために設けられた規定である。

なお、「3年」としたのは、発電用原子炉設置者による申請に係る準備行為、規制当局による審査に要する期間を考慮し、設定したものである。

原子炉等規制	業の1 原子炉等規制法の運転期間制限規定中「一回に限り」の改正にとどめ、経		-
のようデラベーのAttantantantantantantantantantantantantan		法で)に移管する案	拉
<ul> <li>核原料物質、核燃料物質及2 律第166号)(抄)</li> <li>(運転の期間等)</li> <li>第四十三条の三の三十二 発電 がを運転することができる期 の十三条の三の十一第三項の四十三条の三の十一第三項の</li> </ul>	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)(抄) 運転の期間等) 四十三条の三の三十二 発電用原子炉設置者がその設置した発電用原子がを運転することができる期間は、当該発電用原子炉について最初に第四十三条の三の十一第三項の確認を受けた日から起算して四十年とす四十三条の三の十一第三項の確認を受けた日から起算して四十年とす	を	(参考)現行の高経化技術評価に関する規定 ○ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)(対) (報子 166号)(対) (保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき指置) (保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき指置) 第四十三条の三の二十二、発電用原子が設置者は、次の事項について、原子第四十三条の三の二十二、発電用原子が設置者は、次の事項について、原子第四十三条の三の二十二、発電用原子が設置者は、次の事項について、原子第四十三条の三の二十二、発電用原子が設置者は、次の事項について、原子財助が平した場合における指置に関する事項を含む。)を講じなければな
る。 前項の期間は、その満了に際し、原子力 四に限り延長することができる。 3 前項の規定により延長する期間は、二- 令で定める期間を組えることができない。 4 第二項の認可を受けようとする発電用的 員会規則で定めるところにより、原子力特	る。 前項の期間は、その満了に際し、原子力規制委員会の認可を受けて、一 回に限り延長することができる。 前項の規定により延長する期間は、二十年を超えない期間であつて政 令で定める期間を超えることができない。 第二項の認可を受けようとする発電用原子炉設置者は、原子力規制委 員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会に認可の申請をしな	4 4	
ければならない。 5 原子力規制委員会は、前項の認可の申請に係る の運転に伴い生ずる原子がその他の設備の劣化 ご項の規定により延長しようとする期間におい の基準として原子力規制委員会規則で定める基 るときに限り、同項の認可をすることができる。	ければならない。 原子力規制委員会は、前項の認可の申請に係る発電用原子炉が、長期間 の運転に伴い生ずる原子炉その他の設備の劣化の状況を踏まえ、その第 二項の規定により延長しようとする期間において安全性を確保するため の基準として原子力規制委員会規則で定める基準に適合していると認め るときに限り、同項の認可をすることができる。	は社ばならない。 5 - 原子力規制委員会は、前項の認可の申請に係る発権用係子がが、長期間 6 - 原子力規制委員会は、前項の認可の申請に係る発権用係子が、その第 - 項の規定により延長しようとする期間において安全性を確保するため の基準として原子力規制委員会規則で定める基準に適合していると認め るときに限り、同項の認可をすることができる。	20 第
			が設価目は、単独を開始したはなって、発電用電子を記載している。 がに係る発電用電子が施設について、発電用電子をの道係を開始した日以後三十年を発出する日までに、原子力規制委員会が定める発電用電子が施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物(以下「安全上重要な機器等」という。)並びに次に掲げる機器及び構造物の経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、十年間に実施すべき当談技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、十年間に実施すべき当談
			発信用原子が確認についての制度管理に関する方針を表定しなり41はA.K.らない。ただし、動作する機能を有する機器及び構造物に関し、発電用原子が施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所については、 この限りでない。 - ――――――――――――――――――――――――――――――――――――
			2 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子が設置者 は、運転を開始した日以後三十年を経過した発電用原子が(法第四十三条 の三の三十二第二項の規定による認可を受けたものに限る。)に係る発電 用原子が施設について、発電用原子がの運転を開始した日以後四十年を にはすることによる。
			年回9つ日までし、・・・。 3 法第四十三条の三二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、運転を開始した日以後四十年を経過した発電用原子炉(法第四十三条の三の三十二第二項の規定による認可を受けたもの(当該認可を受けた延長する期間が十年を超える場合に限る。)に限る。)に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後五十年を経過する
			日までに、・・・。 4・5 (略)

## 最小限の改正:「その満了に際し」と「一回に限り」だけを削る。 料一

- 「運転することができる期間は~四十年とする」は残る。
- 「**原子力規制委員会の認可**を受けて~延長することができる」は**残る。** PLMは引き続き、実用炉規則で実施する。(炉規法上、何も足さない)
- PLMは引き続き、実用炉規則で実施する。

(考え方/対外説明ぶり) (部派)  $\widehat{G}$ 

(考え方/対外説明ぶり)

(部派)

 $\widehat{\mathbb{G}}$ 

- 「運転することができる期間」の定めという概念自体を、規制(炉規法)から完全撤廃
  - 代わりに、**高経年化炉**は定期に今後10年間の劣化評価に係る**規制委の確認**を義務付け
    - 可能な限り小幅な改正とすることにより、規制リソースへの負荷増を抑制

(考え方/対外説明ぶり)

(無派)

8

 $\widehat{\mathbb{G}}$ 

※条項の番号はいずれも実用炉規則 【参考】運転期間延長の認可申請書(113条関係)

- 1. 認可申請書本文(氏名、所在地、原子炉名称、延長期間のみ) (113条1項)
- (113条2項) 2. 認可申請書添付書類
- ①特別点検結果
- ②高経年化技術評価 ←40年PLMの保安規定変更を申請していれば省略可(113条2項) ③長期施設管理方針 ←40年PLMの保安規定変更に取り込む(92条2項)

## 運転期間の見直しに係る資源エネルギー庁とのやり取りに関する経緯について

令和 4 年 12 月 27 日 原子力規制庁

## 7月27日 第1回GX 実行会議

・総理から原発再稼働等の政治決断が必要な項目を示すよう指示

## 7月28日 資源エネルギー庁との面談①

・資源エネルギー庁から、GX実行会議での総理指示を踏まえ、原子力発電所の運転期間の見直しに関して、経済産業省として原子炉等規制法を含む束ね法案の検討を開始した旨が伝達される。

また、平成24年の原子炉等規制法の改正時の内閣法制局提出資料の提供を依頼される。

※原子力規制庁 金城原子力規制企画課長、資源エネルギー庁 皆川原子力基盤室 長、他(以下、資源エネルギー庁との面談において同じ。)

## 7月29日 資源エネルギー庁に対する資料提供

・前日の面談にて依頼された、平成24年当時の内閣法制局提出資料を送付。

## 8月19日 資源エネルギー庁との面談②

・資源エネルギー庁から、運転期間の見直しに関する改正のイメージが示される。

## 8月22日 資源エネルギー庁との面談③

・8月19日に示された資源エネルギー庁の改正イメージの中に、原子力規制委員会の所掌となる内容が一部含まれていたことから、そのような事項は原子力規制委員会が委員会の場において検討すべきものである旨などを指摘。

## 8月23日 長官・次長・原子力規制技監を含めた事務方打ち合わせ

・運転期間の定めが見直されるとした場合の高経年化した原子炉に対する安全規制に関する事務方としての検討を開始。

## 8月24日 第2回GX 実行会議

- ・総理から原発再稼働、運転期間の延長等について年末までに具体論を検討するよう指示。
- →更田原子力規制委員長(当時)に対し、次長から原子力規制委員会での対応が必要 になると考えられる旨を報告。
- 8月25日 環境省本省から、GX 実行会議の報道を踏まえ規制庁の対応を教えて欲しいとの依頼 あり
- 8月29日 総務課法令審査室において、環境省本省への説明資料(添付資料)を作成 ・原子力規制企画課には相談せず、最大限に影響が大きくなる形を想定して作成。
- 8月30日 総務課法令審査室が、環境省本省に対し、説明資料を用いて説明
- 9月1日 職員3名を原子力規制企画課に併任発令

- 9月6日 資源エネルギー庁との面談④
  - ・原子力規制庁と資源エネルギー庁の担当者の顔合わせを実施。
  - ・資源エネルギー庁から、原子力小委員会が9月22日に開催される予定であるとの情報が伝達される。また、法改正に関して内閣法制局対応の状況について伝達される。
  - ・資源エネルギー庁から、法改正に関し、原子力規制庁として内閣法制局に提出す る資料提供を依頼されるが、原子力規制委員会としての方針が示されていないた め、対応ができない旨を回答。
- 9月13日 長官・次長・原子力規制技監を含めた事務方打ち合わせ
  - ・高経年化した原子炉に対する安全規制に関し、①運転期間の定め方に拘わらず安全性を確認できる仕組み、②現行の二つの制度の精査とそれらとの関係の整理、 の2つの方針を確認。
- 9月15日 資源エネルギー庁との面談⑤
  - ・資源エネルギー庁から、9月22日の原子力小委員会で提出される資料案(運転期間見直しの関係部分)が提示される。
- 9月16日 長官・次長・原子力規制技監・原子力規制部長を含めた事務方打ち合わせ ・9月22日の原子力小委員会に運転期間見直しの関係資料が提示されることを報 告。打ち合わせの結果を踏まえ、資源エネルギー庁に対し、今後の原子力安全規

制を見通したような記述は削除するよう指摘した。

9月19日の 山中原子力規制委員(次期委員長)への説明

週 ・委員長就任時及び就任後の対応に関する各種説明を実施。その際長官から、9月 22日の原子力小委員会で運転期間延長についても議論される見込みであること を報告。

9月22日 第31回総合資源エネルギー調査会 原子力小委員会

資源エネルギー庁との面談⑥

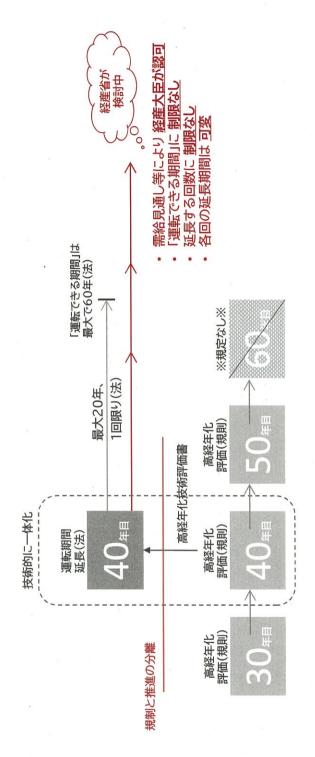
- ・原子力小委員会の結果が伝達される。
- 9月26日 山中新原子力規制委員長就任会見
  - ・運転期間延長について、利用政策側の意見を聞いた上で、原子力規制委員会で議論していきたいという考えを表明。
- 9月28日 第41回原子力規制委員会
  - ・原子力小委員会を踏まえた利用政策側の方針などの説明を聞くために、資源エネルギー庁との調整を事務局に指示。

資源エネルギー庁との面談(7)

- ・原子力規制委員会での説明要請を伝達。
- 10月5日 第42回原子力規制委員会
  - ・資源エネルギー庁から原子力小委員会での検討状況を聴取

※この資料は、原子力規制委員会・原子力規制庁での調査・確認のみに基づき作成している。

- 現在、炉規制法に規定されている発電炉の運転期間制限を、電気事業法に移管。 来年の常会に提出予定のエネ関連の「束ね法」
- ]を炉規制法に新設。 これに伴い、同束ね法により、|
- 今後、経産省とも調整・検討。規制庁内は当面、4名程度のコアメンバーで立案作業に着手。 重要広範となる可能性も念頭に、スケジュール、立法事実/法律事項などを、



今後、高経年化プラントの増加・長期化が見込まれるため、更に安全規制を強化

- ・現行は60年超を想定していない ⇒ 60年超にも対応した安全規制
- ・ 現行は「10年毎」の要求 ⇒ 各炉のパフォーマンス実績を反映した評価期間(最大10年)
- 現行は他プラントの規制経験、新知見の反映が事業者任せ ⇒ 定期見直しの義務化、場合により措置命令
- 現行は施設管理の1分野 ⇒ 高経年化を切り離し、「計画」の認可、「計画」に従った措置の義務化・規制検査化、「計画」の変更命令

# (1) 安全性最優先を大前提とした原子力利用政策の観点からの運転期間のあり方に関する検討

- 原子力の利用に当たっては、いかなる事情よりも「安全性が最優先」。
- 東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえて、「安全神話」への根本的な反省の下、 エネルギー政策と安全規制の分離、新規制基準の策定等の措置を講じてきたところ。
- 今後とも、こうした大原則をゆるがせにすることなく、原子力事業者や国等の関係者が、安 全性の確保に向けた不断の改善を進めていく仕組みとなることが、検討の大前提。
- → 原子力規制委員会の見解や原子力委員会の要請を踏まえ、原子力利用政策の観点から 運転期間のあり方に関する検討を進める。その際、
- 高い独立性を有する原子力規制委員会により、安全性が確認されなければ、発電所の運転が ①今後とも、エネルギー利用の観点からの議論・政策検討や、制度設計のあり方にかかわらず、 できない仕組みであることが大前提。
- ②その上で、**エネルギー利用の観点からの検討に伴って**、(例えば長期運転に係る安全確認の あり方の明確化など、)規制面における制度のあり方についても検討が必要となる可能性。
- こうした規制面における制度のあり方に関しては、原子力規制委員会において議論いただく <u>必要性について、規制当局に対しコミュニケーションを図っていくべきではないか。</u> - 14-